

令和7年11月12日
教育民生委員会資料
福祉子ども部 保育幼稚園室

名張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1. 条例改正の趣旨

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、児童福祉法（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法）における虐待等の禁止に係る規定との整合を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 条例改正の概要

虐待等の禁止に係る規定を特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととするよう、これらの法律の規定との整合を図るため改正します。

3. 施行期日

公布の日から施行します。